

Title	松下圭一編『現代に生きる 6 市民参加』
Sub Title	Keiichi Matsushita, ed., Citizen participation, vol. 6 in the series "Aspects of today's life"
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.4 (1973. 4) ,p.95- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730415-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

松下圭一編

『現代に生きる』 6 市民参加』

本書第三部のシンポジウムのなかでひとりの発言者がいわゆる知識人あるいは専門家についてつぎのように述べている。「そういう方々は、大体あまり政治に関心がない。中に入れば汚れるか、引き回されるか、あるいは忙しいということか、実際に自治体政治に参加して行くということは非常に少ないわけです。」——私にとつてこの発言は、日本の一般的な政治学者の思考様式・行動様式に対するギクリとさせるような鋭い告発のように思われる。そのような思考様式・行動様式が平凡な市民の運動が必要としている種類の知識とは無関係な政治学しか生み出しえず、それが今日再検討されなければならぬ（高島連敏「社会科学の転回」、『展望』一九七三年一月）ようになってきているとすれば、本書は実際の自治体政治における行動に密着した思考の産物であることによつて、再検討後の政治学の可能なり方のひとつを示すものであるということができよう。

本文三一六ページの本書は、第一部「現場からの報告——ルポル

紹介と批評

タージュ、第二部「エッセイ 市民参加とその歴史的可能性」、および、第三部シンポジウム（I）「市民と自治体」および（II）「市民とは何か」から構成されている。この第二部は本書の編集責任者である松下圭一教授の論文であり、シンポジウム「市民とは何か」と合せて本書の理論的枠組を提示するものである。残る各編はこの枠組の下に編まれた報告と討論であり、その枠組の実際の意味を具体的に理解する手引きとしての役割を果すものと考えられる。

松下圭一「市民参加とその歴史的可能性」、および、シンポジウム「市民とは何か」（出席者・松下圭一、松本三之介、小松茂夫、木村尚三郎）

まず「まえがき」において、今日政治の正統原理となつた民主主義の現実の機能について、つぎのような展望が示される。民主主義は「政治の主体・客体の同一性」を指向する。しかし、「大規模単位における民主主義の実現は、リーダーと大衆との分化をふくむかぎり、それは形容矛盾となる。政治の主体・客体の同一性は小規模単位においてのみ実現しうる。」したがつて、民主主義を現実にも機能させるためには小規模単位における民主主義の実現が不可欠である。いいかえれば、現代の工業社会にあつては、大規模単位の間接民主主義を小規模単位の直接民主主義（市民参加）の「積分」として構成する場合にはじめて、民主主義が現実に機能するようになる。

このような文脈に位置づけられる「市民参加」は、日本の政治体

質の転換にかかわり合いをもっている。すなわち、ここで問われているのは政策の「公共性」をだれ（主体）がどのように（方法・手段）構成するかの問題である。公共性の構成のし方は、「統制型」と「参加型」の二つに分けて論ずることができる。

統制型とは、「日本の自治体さらに政治全体の既成体質」のことである。この政治体質は、「市民と議会との擬似同一性」を想定し市民参加に反対するという議会中心の代表民主主義を指向する論理に貫かれている。いいかえれば、それは公共性の根源を社会的権勢に求める「無責任、没手統」の政治体質である。そこでは、公共性もつばら国家・政府・官僚の判断によつて決められ、それがエゴイズムにこりかたまつたものとされる市民に「あたえられる」。そしてその具体的な結果は「産業優先・役人独善したがつて市民無視」の政治であつた。

この統制型を培養してきた社会的基盤は、「町内会・部落会という地域のムラに依拠し、議員後援会や圧力団体ともリンクするだけでなく、中央官僚によつても統制されている地元有力者の地域保守主義システム」である。ここにおける自治体は「国の下請機構」であり、そこにおける政治家・政党は、保守・革新の区別なく、国民から孤立し「国民にたいする具体的な責任意識なき「天下国家」の悲憤コウガイ」に動かされる指導者・前衛の集団である。また、そこにおける市民による直接の政策形成の制度としての審議会は、その委員が役人OBや地元有力者などによつて構成されており、「市民参加というよりもむしろ保守有力者参加」である。またそこでは、

「階層別の組織化にともなう利益誘導をモチーフとしている」圧力活動がみられるが、それは多元的でありながら中央政府の予算配分を契機として集権性と癒着しており、そこには「責任と手続における公共性」が欠如している。

この状況は「既成権力核が公共性を「独占」して市民を体制的に操作する」状態である。そしてそれを持続させてきたのは、普通平等選挙制の下に「保守政府」を代表として選出してきた「日本人の政治的未成熟あるいは市民性の欠如」である。投票においてのみ批判的たりうる国民は「統制型統合に馴弛された」「客体としての自由」しかもつておらず、その意味で「戦後民主主義は表見的たらざるをえなかつたのである。」

このような政治体質すなわち公共性の官僚による独占をつきくずそうとしているのが、今日の市民運動である。そして、そのあとに現われるべきものが参加型の政治体質である。

参加型の政治体質は議会と市民との擬似同一性の理論を一步つきで、市民自治ないし政治への市民参加を肯定するという大衆民主主義の指向をもっている。ここでは、公共性は社会構成員の規範意識によつて定まると考えられる。すなわち、社会生活のあり方に因して対立する見解が存在するのは自然であり、また、公共性（普遍）は実体をもつ個々の人間（個物）に対して「ノミナルな概念」であるから、公共性は個々の市民（≡エゴイズム）相互の対話・話し合いのなかからしか生まれてこない。

新しく求められている市民参加の具体的な方法は、職業政治家集

団がもつ「天下国家」的意識にその基礎をおくものではない。それは日常性・日常生活圏に根ざした意識にもとづく「素人的政治参加」である。そこでは、地域的・職業的・階層的に多様な利害に動機づけられる市民自体がエゴイズムをもちより、相互に話し合うという自治の手続のなかで公共性がつくられてくる。この際、エゴイズムの個別利益を公共性（公共政策）へ転換させる公準が、「シビル・ミニマム」である。かくて市民参加にもとづく公共性は階層別の圧力運動とは構造的に異なる開放性をもっている。これこそが「民主主義ないし人民主権の本来のあり方ではなかつただろうか。」

このような公共性の構成のし方を求める運動が市民運動である。それは「革新自治体をもふくめて、自治体の現実にたいする告発と参画という二極機能」をもっており、そのことによつて自治体を国の下請機構から「市民の自治機構」に転換しようとしている。この自治ないし参加の現実的可能性は国民の「政治的成熟」ないし「市民的人間型の形成」にかかっている。この「市民」とは行政区画の住民以上の意味をもつ。それは、「自由、平等という《共和》精神の形成をみた自発的人間型」であり、「人間としての誇をもち、組織形成・政策提起の能力をもつような自由な人間型であり、しかも天下国家的使命意識ではなく日常的生活感覚で政治に参加し、したがって自己の意見を全真理としてではなく半真理と考える寛容な生活姿勢をもっているがゆえにかえつて（自治の）ルールを構成しようとするような行動様式をもっている」人間型である。このような人間型は、国民レベルにおける余暇と教養の増大および政治訓練と

情報公開にもとづいて成立するものである。

ところで市民運動は「さしあたつては」「直接に体制変革を指向しているのではない。」「むしろ革命ないし体制変革の論理を新しい条件のうえにおきかえる作業を意味して」いる。体制変革の問題は「政党の選択」をめぐる提起されるのに対し、市民運動が問うているのは政策形成の「主体と手続」である。「大規模政治の国のレベルにおいては職業政治家集団としての政党（の）選択（が）技術的に不可避」であり、今日脱政党化をにかけている市民運動は「とくにすぐれて小規模政治の自治体レベルにおいて有効に機能する。」

以上に紹介した本書の理論的枠組は、重要なところで文章が難解になることはあつても、おおむねすじの通つたその論理性のゆえに強い説得力をもっている。それは、まさに激発する市民運動という今日の問題の理論的整理として高く評価されるべきものである。

さて私は、政治学における現象の類型化は政治活動（実践）が実現しようとする価値の区別に対応させて行なう必要があると考えている。それは、そのような類型化にもとづく知識こそがその政治活動が必要としている種類の知識となりうるからである。（参照、根岸毅「政治的な実践目標」（『法学研究』第四五巻第三号）。その意味で私は、この理論的枠組がたんなる社会学的な市民運動の力学様のものでないところを評価したい。政治体質すなわち公共性の構成のし方という社会的事実に関するこの枠組は、そこに統制型・参加型とい

う類型をもちこむことによつて政治実践上の価値の違いを明快に論じてることを可能にしている。いいかえればこの枠組は、参加型または統制型の政治体質を現実の政治において実現しようとする政治活動に對して、なんらかの直接的な指針を与えることができる。これは、実際の自治体政治における行動に密着した思考がもたらした利得である。またより理論的な問題としては、この枠組はつぎのようなかたちで、従前の政治理論に對しての貢献となる可能性をもつてゐる。

近代における政治構造を社会と国家との關係から定式化した長浜政寿教授（『国家機能の分化と集中』、『近代国家論 第二部 機能』弘文堂・昭和二五年）は、国家の性格を「倫理的理念としての国家」、「機構としての国家」、および、「新しい理念的國家」の歴史的順序で変遷するものとしてとらえた。この類型はいうならば公共性の構成のし方に注目しての國家の区分であり、その三番目のすなわち現代の國家は「上からの決断」を行なう調停者として位置づけられている。この調停者としての國家において公共性がもつばら國家・政府・官僚の判断によつて決められるものであるとすれば、それは本書の理論的枠組における統制型と合致するものとなる。そうであるとするれば、そして松下教授の枠組構成に誤りがなければ、この枠組は國家の性格の歴史の変遷にひとつのさらに新しい類型をつけ加えたことになるであらう。

以上のような理論的發展の可能性を念頭におきながら、つぎに、その實際の意味を具体的に理解するために本書の残る部分に目を向

けてみよう。

第一部「現場からの報告—ルポルタージュ」、および、第三部シンポジウム（I）「市民と自治体」

ここには、各種の市民運動に加わり、それぞれ中心的な役割を果してきた人びとの体験談的な報告が集められている。したがつてそこにみられる発言は、主として、特定の既成政治勢力の告発とみずからがかかわつた運動の意図と経過についてなされている。そこで以下においては、既成政治権力および運動側双方の(1)公共性を構成する際の素材および公共性を構成する過程に對する姿勢、(2)政策内容に對する姿勢などに注目しながら紹介を行なうことにする。

I 「国立歩道橋反対闘争の記録」は、「合法的に」決定された都の都市計画に對する、つんば棧敷におかれた市民の反対運動の報告である。ここには都の反対派無視・「問答無用の態度」の告発と、その計画に對して市民の間に賛成と反対の運動が強力に行なわれ、對立する日常的生活感覚のぶつかり合いがあつたことが記されている。しかし、その段階ではいまだにエゴイズムにすぎない個別的利害が公共性にまで高められていく市民相互間の話し合いの過程についてはなにも述べられていない。したがつて理論的立場からは、たとえその主張の内容が生活優先の原則にたがぬかれていますよ、この報告はひとつの市民エゴイズムの立場の政治的主張から大きく出てはいない。

II の三島におけるコンビナート反対闘争についての報告では、

「国、県は市民と対立した強力な存在である」という指摘のあとで、市民の間の対立する意見の調整の問題が論じられている。工場廃水の公共下水道への放流をめぐって生じた意見の対立は、「反対の人たちは賛成の人と話そうとしなかつた。私たちが話し合おうと申し込んでもそれに応じなかつた」ために、市民相互間での私的な調整はなしえないで終つてゐる。また、議会という既成の制度での「この論争は賛成（多数派）」が革新の大部分と中立系、反対が自民党および日本の声という妙な組合せで進行し「たが」、予定地住民が議会に押しかけて流会させるまでになつて、時間切れで御破算となつた。」

この事例報告から理論の立場が受けとめるべき問題はつぎの二つのように思われる。まず、市民相互の関係から公共性を構成する過程は、その素材が日常性の強いものであればある程、私的なものであつては実効性に乏しい——過程の制度化が必要だということがいえよう。さらにその制度は、議会という既成制度における多数決との理論的な関係づけを必要とする。それは、「議会と市民との擬似同一性の理論を一步つぎで「る」」という以上の理論的な作業である。

Ⅲ大阪池島地区のコミュニティづくりの報告は、大阪市の計画した都市再開発計画における地元住民と市側の交渉過程を記したものである。その限りにおいて、住民間の話し合いは意見の一致（例えば再建される団地の間取りについて）を生み出しており、それを基礎とする住民自治会と市側の交渉は住民の要望を生かすかたちでの政策

形成につながつたと報告されている。

しかし、理論の立場からはつぎのような点が問題にされなければならぬ。この報告だけでは定かではないが、この政策形成は市側がすでもつてゐる一定の予算枠を前提としてきわめて局限された政策領域の問題に關してなされたものようである。したがつてこの事例における一見典型的な市民参加も、実はその計画に対するそれだけの予算枠の割りつけという問題——少なくとも大阪市のすべての住民に直接利害関係のある問題——を抜きにしては語れないのであり、その政策（予算）形成においては、当の住民も他の大阪市民も市民参加のかたちでそれに関与してゐると思われぬ。さらには、その政策領域の問題が地元住民だけの参加によつて決定されて構わないとする前提も、市民参加のかたちで決められたものではないであらう。政治の問題はそれがいかに局限化されているように見えようと、このように「全体」との関連性を失ふことはないのである（参照、根岸毅「政治学の「実践性」について」（『法学研究』第四四巻第五号（四七―四八ページ）、および、同「政治概念論争」における潮田学説（『法学研究』第四三巻第一〇号）第二章）。

この予算枠と市民参加との関連性を具体的に示しているのが、Ⅳの町田市の地域文庫運動の報告である。そこには住民運動の「効果」として地域文庫関係費の予算項目化およびその額の増加が述べられている。

以上の二つの報告において具体的に提示されたように、市民参加をそのなかに位置づける全体的な枠組をだれがどのようにして決め

るのかということと関連して、既成の議会・首長制度と新しい市民参加の制度との関係づけの理論的な必要性が認められなければならない。その関係づけの作業は、一般にみられる市民参加の情緒的賞揚以上の冷静な知的作業を必要としている。

V の大阪千里山からの報告はもっぱら生活協同組合活動についての報告であり、ここでは省略する。

VI 「企業都市」「豊田市」からの報告は、一巨大企業による自治体の支配管理体制の指摘から始まる。同市においては、同市に住むトヨタとその下請企業の組織された労働者票が集中し、「四十名いる市議のうち三十三名がトヨタ自動車出身の市長と議長に忠節を尽くす与党である」という状態が生まれている。一九五〇年代後半にこの「トヨタの「代弁者」である豊田商工会議所〔が〕、市議会に〔当時の市名〕挙母市を豊田市にするように」との陳情書を提出した」ことから、市民の間に賛否二派の対立が現われることになった。この報告は、反対派によるその抗争の分析であり、トヨタ派に対する「住民による激しい抵抗」が結局選挙における票の獲得において敗れ、「自立した市民運動」が孤立していく経緯を紹介している。

報告者がこの市民運動の経験のなかで問題にしているのは、「反対派」も含めて、いかにして市民の自発性を発揮し、自治能力を身につけていくのかの問題である。したがって、トヨタの「住民支配機構」の整備によつて、「ほとんどの階層の市民が、巨大な力に対するあきらめの気持ちも含めて、トヨタの機構の中に巻き込まれて沈黙を余儀なくされている」状態が問題視される。報告書は、ト

ヨタの機構は松下教授の理論的枠組における統制型の政治体質に対応し、反対派のもつ体質が参加型のそれであると指摘するである。また、それは正しいかもしれない。

しかし、これまでに紹介したすべての報告から共通して感じられるものは、「市民」運動を自認する（報告者の）側に、「自己の意見を全真理としてではなく半真理と考える寛容な生活姿勢」の欠如である。これは市民参加を求める運動体にとつては理論的に決定的な問題であり、それが生み出す客観的結果はすでにIのところで指摘したのと同じように、これらの報告に特定の個別利害の政治的主張の色彩が濃いことである。ちなみに、これらの報告者と異なる政策的立場をとる人に問うたならば、第二部の理論的枠組と第一部のルポルタージュの間にある異和感が指摘されることが多いのではなからうか。

その寛容のなさは、「望ましい」とされる自発的な人間型としての市民を報告者の側に独占するメンタリティーから生ずる。その結果相手側は非市民すなわち「望ましくない」人間型ということになる。そして、人間型についてのその価値の序列が、不用意にも市民・非市民が支持する異なる政策内容の間での価値の序列にすり替わっているのである。しかも市民・非市民の判定は報告者みずから行なうのである。私はこのような判定が一概に間違っているとはいわない。ただ理論構成の立場からは、そして本書の理論的枠組に定式化された市民参加を現実の政治において実現しようと望む立場からは、その論理の「すり替え」を排除しての理論化が不可欠である

といいたい。(場合によつては、意図的に「市民」のレッテルを独占することによつて、みすからの政治的主張を権威づけ、正当づけようとする勢力があるかもしれない。)

報告者の意図は知るべくもないが、結果的にみて右の論理の「すり替え」が強く感じられるのはⅧの臼杵市におけるセメント工場誘致問題についての報告である。報告者は誘致反対派の世話人の一人であつた。

セメント工場の臼杵市への誘致に反対した運動を、報告者は「既成の政治勢力に対する市民運動」と呼び、それがたち向つた相手を地方に根強い保守構造と呼んでいる。ところでその背景としては、賛成派が議会の多数派であり、その「議会に頼れない」として、幅広い市民の世論による市議会との対決以外に道はないと考へて「反対市民会議による市民大会が開かれるという経緯があつた。また、後の市長リコールの動き・市長の辞任・選挙・任期満了をへて行なわれた昭和四十六年八月の市長選挙では誘致派が勝利をおさめた。そして、それぞれの派の構成は、誘致派が「近郊農業、沿岸漁業、商店街など、衰退産業に従事している人たち」であり、反対派は「地元大手の成長産業、遠洋漁業、地区労が中心」であつて、反対派の指導的地位には地元大手産業の社長等も加わつていた。また誘致派も誘致を支持する「会」を発足させ各種の運動を行なつたようである。こうしてみると、反対派だけが「市民」を独占することができると、少なくともこの報告からだけでは明らかでないといわなければならない。

ルポルターージュ最後のⅧは横浜市長飛鳥田一雄氏の横浜市政についての報告である。

昭和三十八年に横浜市長に就任したとき、飛鳥田氏は二つの政治課題をみすからに設定したという。そのひとつは、「明治から今日まで、日本の都市は市民によつて形成されたものではな」く、国家独占資本に操作されてきたものであるという認識から、「工業化優先の行政から市民生活優先の行政へ重点を移す」ことであつた。もうひとつは、市民の政治不信——「自分たちが一日として忘れることのできない生活の苦痛を、四年に一度の投票行為にすりかえられてしまうこと、議会のなかで社会主義政党が体制内化されてしまうことに対する反発」——の解消のために、市民がまずエゴイズムにもとづいて政治に参画し、その相互交流がこのエゴイズムを脱却させるという直接民主主義を實踐することであつた。つまり、「住民不在、形式的民主主義」を克服して「市民のための市民による市政〔への市民の〕参加」が求められたのであつた。これら課題の実現のために考へられたのが、「一万人市民集会」・「市民相談」・「住民集会」・「市長への手紙」・「市政モニター」および市役所内部の改革など「市民的なパイプをたくさんつくること」であつた。

このパイプは、初期の「行政から市民へという一方通行的コミュニケーション」から、のちの「行政と市民との間の対等の相互交通による対話もしくは参加」へと発展する。ここにおける市民参加とは、「市長が一つの目標を設定するそれが市民の間で討議されて市長に戻つてくる、さらにそれを取り入れて市民に提示するという反

復が、何回となく行なわれ、その結果として「政策」がつくりだされる。つまり「その作成過程における行政と市民との対話、政治過程」のことである。ここにおいては革新自治体を支える革新勢力自身、「革新自治体を単に日常的要求の次元や、それぞれのエゴイズムの実現の場として考えるのであつてはならない」という意味で、もの考え方・体質を転換する必要がある。つまりそこでは、「市民の日常的な問題と、都市の将来を見通した全体計画との間のギャップ」の問題——ある部分の市民の要求が、つねに全体の市民の利害と一致しないという現実」が、市民参加の実現にたはだかる困難な問題として存在するのである。

横浜市の経験にもとづく飛鳥田氏の右の発言のなかでは、市民参加はたんに政策形成過程の問題としてではなく、参加する人間のもの考え方・体質のそれとしてもとらえられている。それは松下教授の理論的枠組における市民の人間型に対応するものである。ただ飛鳥田氏においては、日常的な問題と部分の要求に対比される将来を見通した全体計画と全体の市民の利害を強調したかたちで「市民」性が規定されているということができるところで、この「全体」はノミナルな概念であり、その所在が恣意的に定められるならば、そこにすでに指摘した論理の「すり替え」の生じる危険性がある。飛鳥田氏の主張においては市民参加を行政と市民との対話の過程としてかなり具体的に規定することによつて、この危険性が少なくなつてゐる。

同じようにエゴイズムの克服を「一部—全体」の枠組でとらえ、

その克服の道は市民が相互にコミュニケーションを行ない、連絡をとりあうなかでみずから見つけなければならないとする考えは、シンポジウム（Ⅰ）「市民と自治体」における発言のなかにも見られる。そこでは、全体は自分のところだけよければという考えの否定として示されているが、はたしてそのようなきれいで全体の利害なるものがみつかるであろうか。ここにたんなる希望的観測以上の事実分析——例えば政策領域の区別による全体の利害の発見の可能性の違いについて——の必要がある。

シンポジウム（Ⅰ）において論じられているもうひとつの問題に、市民参加における素人と専門家の役割のそれがある。この議論は飛鳥田氏という行政と市民との対話の過程を別の角度から論じたものである。すなわち、この対話において「家庭や職場をもつてゐる人たちが、すべて、直接的に参加できる知識や、時間をもつてゐるわけじゃない」とすれば、「専門家の段階で」「その長所・短所を専門的に分析した」複数の政策がつくられ、それが一般市民によつて討論される。それがさらに専門家によつてまた整理されるといふ、段階別の参加」が実践的に必要となる。

この議論は、市民参加のひとつの型をより具体的に示すことによつて、第二部の理論的枠組を一層内容あるものにしてゐると同時に、既成の議会・首長制度と新しい市民参加の制度との理論的關係づけを模索する際の、ひとつの貴重な経験的資料として役立つであらう。

以上のように理論と具体的事例からの報告をつき合せたあとで、再び理論的枠組そのものにもどつてみよう。

第二部に示された枠組は、リーダーと大衆の分化をふくまない小規模単位の民主主義（市民参加）の積分としてのみ大規模単位の民主主義が現実には機能しうるとすると同時に、大規模政治の国のレベルにおける職業政治家・政党の存在を不可避であるとしている。この二つの言明が組み合されると大規模単位の民主主義が現実には機能する可能性は論理的に否定されてしまう。それにもかかわらず、本書においてはその問題についての考察がなされていない。ところで、ルポルタージュと関連させてすでに論じたように、市民参加を論ずる際には、それをそのなかに位置づける全体的な枠組、市民参加の例え、政策領域別の実効性、および実際の参加過程における素人と専門家の役割分化の必要性の問題を避けて通ることはできない。とすれば、本書の理論的枠組に対して、将来、リーダーと大衆の分化をふくむ既成の議会・首長制度と新しい市民参加の制度との関係づけの理論がどうしてもつけ加えられる必要があるといえるであろう。最後に「市民」の独占にもとづく論理の「すり替え」と関連してつぎの点を述べておきたい。第二部の枠組は参加型の公共性構成の現実的可能性を、市民的人間型の形成・政治的成熟に求めている。と同時に、市民と議会との擬似同一性を想定する統制型の政治体質にあらわれる圧力活動・利益誘導には公共性が欠如している、と指摘している。これだけの言明からではその主旨を確定することはとろいでできないが、もしそこに政治的未成熟のゆえに通常の意味で

の公共性を否定する論理が含まれているとすれば、私にはそれは納得がいかない。政治的未成熟は公共性の質をおとす原因ではあつても、公共性の否定の口実にはなりえないからである。政治学がこのような論理を使うとき、それは市民参加を論ずるといふ装いの下に特定の政治的立場を擁護するイデオロギーになりさがつてしまふであらう。またそれは、一般の人びとの平凡な意識を一方的に低く評価するという傲慢さをも示すことになるのである。

（東洋経済新報社 一九七二年）（一九七三年三月一日 脱稿）

根岸 毅

高木教典他編

『講座 現代日本の

マスコミュニケーション』

『第二巻、政治過程と

マスコミュニケーション』

(一)

本書「政治過程とマスコミュニケーション」は、十六人の個別論文を五つのタイトルの下に整理し編集されている。本書の構成は次